

2020文議第569号
令和2年11月9日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (5件)	第17号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第18号	消費税率5%への引き下げを求める請願
	第19号 第20号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第21号	種苗法改正の見直しを求める請願
厚生 (3件)	第22号	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める要望書提出の請願
	第23号 第24号	経営破綻による医療・介護崩壊から国民のいのちを守るため、緊急財政支援を求める請願
建設 (4件)	第25号	文京区としての総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
	第26号	区の主なまちづくり関連の条例・要綱において「文京区都市マスタープラン」の趣旨に整合するよう努めることを明記することを求める請願
	第27号	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めることを求める請願
	第28号	地域住民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運を醸成し促し後押しする仕組みを求める請願
文教 (2件)	第29号	少人数学級の実施を求める請願
	第30号	グリホサート農薬の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第17号
件 名	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために公営競馬は無観客で実施されております。これを機に、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

コロナ禍のもと、営業を続けられるか、廃業か日々悩み苦しんでいる区民に寄り添い、ギャンブル施設からの収益ではなく、それぞれの生業が持続可能となり、納税もできるように、区も補償に力を尽くして下さい。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」(2017年9月)、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。普通の人々の不幸を増大させて成り立っているギャンブルからの税収に頼るのはやめるべきです。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第18号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大により、WHO統計によると世界各地で約3300万人が感染し、100万人が死亡しています。経済は、世界大恐慌以来の不況となっています。日本でも安倍政権により、昨年10月に消費税率10%が強行されたこと、コロナ感染の広がりや地球温暖化による豪雨により、4～6月のGDP（国内総生産）は戦後最悪の28.1%下落し、生産、流通、雇用、営業、教育、文化、観光などあらゆる分野に悪影響が及んでいます。コロナ禍による解雇者は6万人、非正規雇用者は昨年より131万人減少し（7月）、子ども、女性、若者、高齢者などから「もう暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。

安倍政権が強行した消費税率10%への増税後に私たち「消費税をなくす会」が行った「生活実態調査」では、「負担が増えた」が85%、「減税・廃止して」が9割に上ります。

ところが、辞任した安倍首相の後を継いだ菅義偉首相は「安倍政治の継承」を表明し、消費税増税を言い出したのです。「自助・共助・公助」を機会あるごとに公言し、憲法に定められた国民の生存権を脅かしています。

世界では、コロナ禍の景気対策で付加価値税（日本の消費税）減税がドイツやイギリス、韓国など28か国に広がっています。

コロナ禍の下、格差と貧困を広げる消費税は、減税・廃止こそ私たちの願いです。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

- 1 消費税率を5%へ引き下げることがを国に求めてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第19号・20号
件名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
請願者	19号 文京区本駒込一丁目2番5号 ルネ文京白山 一般社団法人 本郷青色申告会 会長 松本 正
	20号 文京区小日向一丁目1番8号 藤和小日向ホームズ101号 一般社団法人 小石川青色申告会 会長 赤司 幸勇
紹介議員	宮本 伸一 宮野 ゆみこ 市村 やすとし 上田 ゆきこ たかはま なおき 山本 一仁 板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、普段の生活はもとより、学校教育、事業経営等に、大きな影響を受けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係る、これらの軽減措置について、令和3年度以後も継続されるよう」、東京都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

請願事項

「固定資産税及び都市計画税に係る次の軽減措置について、令和3年度以後も継続されるよう」、東京都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和3年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和3年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和3年度以後も継続すること。

請願理由

私たちは公共の種苗事業のおかげで、米をはじめとする優良な農作物を安価で安定的に入手できていました。しかし、その根拠法であった種子法が2018年に廃止されました。ほぼ同時に、農業競争力強化支援法が作られ、国や都道府県が持つ種苗の知見を民間企業へ積極的に提供しなさいと定められました。農水省事務次官は通知を出して、都道府県は民間企業の参入が進むまで種苗事業を続け、民間企業に、種苗事業のノウハウを渡すことを求めています。これから先、公共の種苗事業は民間企業へ移行されていきます。

種苗法が改正され、登録品種の自家増殖が禁止になると、農家は許諾料を払って自家増殖をするか、種苗を購入しなければいけません。農水省が説明する安価な許諾料は、公共に種苗の権利がある場合に限りです。許諾の可否や許諾料は、種苗の権利者が設定します。この先、民間企業へ種苗の権利が移行されると、許諾料が安価な保証はなく、利益を求める民間企業は許諾を与えないケースも増えると予測されます。

民間企業の種苗価格は高額で、米の種苗価格は公共の2～10倍します。農水省の検討会に出席した茨城県の米専業農家は、自家増殖を中心に米を生産しています。登録品種の自家増殖が禁止になり、許諾がなされず種苗を購入となれば、毎年500万円の負担増です。民間企業から購入の場合は、毎年1,000万円～5,000万円の負担増になります。

さらに問題なのが、農業競争力強化支援法で、国や都道府県の種苗に関する知見が提供される民間企業には、海外企業も含まれると国会で答弁がされていることです。海外企業に日本の種苗が譲渡されると海外で合法的に栽培できてしまいますし、日本の農家は海外企業にお金を払い、日本人の税金で作られた種苗を入手する事態になってしまいます。世界の種苗市場は、アメリカ、ドイツ、中国の遺伝子組み換え企業が4社で7割を独占しています。外国法人の日本での品種登録は年々増加しており、2017年に新品種登録をした36%は外国法人です。

全国では種苗法改正が農家に与える影響を懸念し、50以上の地方議会から種苗法改正の慎重審議や審議の取りやめを求める意見書が提出されています。

農家の負担が増え、農産物の価格が上がれば、消費者である文京区民も影響を受けます。離農が進めば、より海外に食料を依存する事態となってしまいます。また、遺伝子組み換え企業の種苗は、農薬と化学肥料のセット販売で、人体や環境へ与える影響も懸念されます。

以上のような観点から、下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 農家の経営を圧迫し、食料自給率の低下を招き、国民の食料の安定的な確保に支障をきたす恐れのある種苗法改正は、見直しをするように国に要望書を提出してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第22号
件 名	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める 要望書提出の請願
請 願 者	文京区大塚三丁目 36 番 7 号 健商ビル 5 階 文京区社会保障推進協議会 会長 武 市 和 彦
紹 介 議 員	小 林 れい子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	厚 生 委 員 会

請願理由

今年6月25日、政府の「全世代型社会保障検討会議」が、「第二次中間報告」をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担については、直接の言及を避け、対象となる一定所得以上の範囲については、「中間報告で示された方向性や進め方に沿って検討を進め、本年末の最終報告において取りまとめる」と結論を先送りしていますが負担増を進める姿勢は変えていません。

先の通常国会に「75歳以上の医療費窓口負担2割化」反対の国会請願署名を全国から165,694筆提出しました。その後の取り組みで6月末現在445,767筆が集約されています。また、政府の社会保障審議会でも老人クラブや医療関係団体から負担増について慎重な検討を求める意見が相次いで出されています。この制度が実施されれば、高齢者の生活はますます苦しくなってしまいます。2019年国民生活基礎調査では、高齢者世帯の平均所得は前年より22万3千円減っています。この調査は昨年10月の消費税増税前に実施されたものです。その後のコロナ危機の影響もあり、高齢者世帯の暮らしはさらに悪化している恐れがあります。

これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。

文京区議会として、高齢者の暮らしと健康、命を守るために、国に対し、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよう要望書を提出していただきたく、請願するものです。

請願事項

国に対し、「75歳以上の高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること」と要望すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第23号
件名	経営破綻による医療・介護崩壊から国民のいのちを守るため、緊急財政支援を求める請願
請願者	文京区大塚三丁目36番7号 健商ビル5階 東京保健生活協同組合 理事長 根岸京田
紹介議員	小林れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

新型コロナウイルス感染症により、コロナ感染患者を受け入れた医療機関に限らず、全国の医療機関・介護事業所において3月以降、患者の減少等により、大幅減収となり、結果として利益率の悪化が継続しています。当法人においても東京健生病院、根津診療所、大塚診療所、セツルメント菊坂診療所が文京区内で診療活動をしていますが2020年度上半期で患者数が4,000人減少し、前年差で57,176千円の減収になっています。この間、各医療関係団体等から、減収に対する財政支援を求めています。コロナ感染症の治療に対する報酬が手厚くなっているのは主に陽性者を受け入れている医療機関であり、受け入れている病院や診療所でもコロナによる経営的な影響は出ているのは変わりありません。未だ多くの医療機関・介護事業所が切望している減収に対する支援は実施されていません。

これまで政府が強行してきた診療・介護報酬の度重なる削減は、経営を極限まで逼迫させ、慢性的な低収益構造を招いてきました。そのため、医療・介護事業の経営は、今般のコロナ禍のような不測の事態による大幅減収が発生すれば、容易に経営危機に陥ります。

仮に事業収入が平時の状態に戻ったとしても、医療・介護事業所の自助努力では、今般のコロナ禍による減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能です。

先般実施された医療機関に対する緊急融資は、資金繰りにおける一時凌ぎであり、医療機関に新たな借金による負担を任せ、経営破綻を先延ばししたに過ぎません。

今、経営破綻による医療・介護崩壊が目前に迫っており、残された時間はありません。このまま事態を看過するならば、雪崩的な医療・介護崩壊が起こり、次なる感染拡大の波は乗り越えることはできません。医療・介護崩壊を食い止めるために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。

また、第一次、第二次補正予算等で予算化されたコロナ禍等に関する政策について、積極的に実施し、コロナ感染症の次なる波に備えることが重要です。

以下、請願します。

- 1 全ての医療機関に対し、緊急に前年実績比の減収分の財政支援を行うよう、国に要望すること

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第24号
件 名	経営破綻による医療・介護崩壊から国民のいのちを守るため、緊急財政支援を求める請願
請 願 者	文京区千石三丁目3番7号 東京民医連労働組合東京健生支部 執行委員長 根立 順子
紹介議員	小林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

新型コロナウイルス感染症により、コロナ感染患者を受け入れた医療機関に限らず、全国の医療機関・介護事業所において3月以降、患者の減少等により、大幅減収となり、結果として利益率の悪化が継続しています。当組合においても東京健生病院、根津診療所、大塚診療所、セツルメント菊坂診療所の職員が文京区内で働いています。2020年度上半期で患者数が4,000人減少し、前年差で57,176千円の減収になっています。経営の危機は直接、そこで働く者の生活に直結します。この間、各医療関係団体等から、減収に対する財政支援を求めています。コロナ感染症の治療に対する報酬が手厚くなっているのは主に陽性者を受け入れている医療機関であり、受け入れている病院や診療所でもコロナによる経営的な影響は出ているのは変わりありません。未だ多くの医療機関・介護事業所が切望している減収に対する支援は実施されていません。

これまで政府が強行してきた診療・介護報酬の度重なる削減は、経営を極限まで逼迫させ、慢性的な低収益構造を招いてきました。そのため、医療・介護事業の経営は、今般のコロナ禍のような不測の事態による大幅減収が発生すれば、容易に経営危機に陥ります。

仮に事業収入が平時の状態に戻ったとしても、医療・介護事業所の自助努力では、今般のコロナ禍による減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能です。

先般実施された医療機関に対する緊急融資は、資金繰りにおける一時凌ぎであり、医療機関に新たな借金による負担を負わせ、経営破綻を先延ばししたに過ぎません。

当組合は労組員への新型コロナウイルスの感染へのアンケートを取り、その結果、自らもウイルスに感染するかもしれないという不安、患者さんに感染させるかもしれない不安の中で診療活動を行っていることに一番ストレスを感じているという人が圧倒的に多く、また経営危機の中で職場が無くなるのではという不安を多くの労組員が感じています。

今、経営破綻による医療・介護崩壊が目前に迫っており、残された時間はありません。このまま事態を看過するならば、雪崩的な医療・介護崩壊が起こり、次なる感染拡大の波は乗り越えることはできません。医療・介護崩壊を食い止めるために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。

また、第一次、第二次補正予算等で予算化されたコロナ禍等に関する政策について、積極的に実施し、コロナ感染症の次なる波に備えることが重要です。

以下、請願します。

- 1 全ての医療機関に対し、緊急に前年実績比の減収分の財政支援を行うよう、国に要望すること

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第25号
件名	文京区としての総合的な「まちづくり」に資する 「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定 を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区では前回の建設委員会（9月24日）以降も、巨大ワンルームマンション建設を巡る建築紛争は解決の糸口さえ見えず、地元区民らが建物の構造や工事車両の通行ルート等を含めて丁寧な説明をどれだけ求めても、事業者側は話し合いに応じることなく強引に工事を進めようとしており、このままでは文京区の由緒ある閑静な住宅地が壊されていってしまうと深く憂慮します。

これはひとえに、文京区において「まちづくり」の総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」がないからであり（注1）、さらに言えば文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していないからと考えます。

文京区の地の利や歴史を活かしたバランスの取れたまちづくりを進めるには、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域においてメリハリのあるまちづくり行政をしていく必要があります、特に心身両面におけるバリアフリーを実現するスマートシティの推進（注2）、さらには「人生100年時代」に向けアクティブシニアを含めたコミュニティ強化も盛り込み、まちづくりを総合的かつ俯瞰的に捉えていく必要（注3）があるはずで

そこで貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定め、それらを盛り込んだ「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定してください。
- 2 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定し、一定規模以上の建築物の建設を計画する際には「構想段階」で区に届け出て「文京区都市マスタープラン」との整合性や地域のまちづくりの方向性を確認・調整する仕組みなどを整えてください。

注1) 文京区には「文京区まちづくり推進要綱」等や「まちづくり」という言葉が入った条例等がありますが、「まちづくり」の総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。

注2) 心身両面におけるバリアフリーを実現するスマートシティの推進には、区内の全ての駅にエレベーターを取り付けたり、歩きやすい歩道を確保したりすることや、子育て世代が駅前子どもを預けて仕事に行くための社会インフラの再整備を含み、利便性を向上した駅前地域の再開発など様々な視点・観点から見た文京区の価値をさらに向上させる活動を展開していく必要があります。

注3) 文京区民が25万人に増えたとしても、全世代の区民が安全・安心かつ豊かに心地よく暮らせるまちづくりを実現するためにも、安定した税収を背景に社会福祉ニーズを積極的に取り込んだ総合的・俯瞰的な、まちづくりを進めていく必要があります。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第26号
件 名	区の主なまちづくり関連の条例・要綱において「文京区都市マスタープラン」の趣旨に整合するよう努めることを明記することを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

都市計画法第18条の2の規定に基づき、文京区でも「文京区都市マスタープラン」（正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）を策定していますが、文京区内で開発を手掛ける企業の中にはこの「マスタープラン」を熟読せず、しっかり理解しないまま建物を設計し、工事に着手しようとする事業者もいます。

実際、「文京区の条例等は読んだが、文京区都市マスタープランは読んでいない」と近隣住民「説明会」で表明する事業者がおり（私はその「説明会」に参加して、その発言を聞きました）、別の計画では「文京区都市マスタープランの趣旨に全くそぐわない計画である」として地元区民らの強い反発が起きて建築紛争に発展し、今なお地元区民に不要な負担と苦痛を強めている事態が起きていることに鑑みれば、単に小冊子で記載したり、口頭での協議や相談の中で「文京区都市マスタープラン」の趣旨を理解してもらったりすることに、限界があることは論を待ちません。

文京区のまちづくり関連の条例・要綱に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と明記してあれば、事業者や建築主らにとっても分かりやすいですし、文京区としても指導しやすく、建築紛争にまで発展することの抑止力になれば区民にとっても大きなプラスになります。

そこで、文京区における主な都市計画関連の条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」との一文を加えていただきたく、貴議会に下記のとおり請願いたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第4条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。
- 2 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第27号
件 名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めることを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」（以下、「中高層条例」といいます。）や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」（以下、「ワンルーム条例」といいます。）があり、「説明会」の開催について定めてあります。しかし、現在の規定には恣意的な解釈の入り込む余地があるなど曖昧な部分があり、有効性と実効性が伴わない事態を招いています。

文京区で起こる建築紛争は、「説明会」における説明が不十分であることにも一因があり、例えば小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」を巡っては、近隣住民らが「第3回説明会」の開催を要望して、一度は事業者側も開催することを約束しながら一方的に反故にしたために紛争が尖鋭化し、今なお地元区民らに丁寧に説明することをしようとせず、紛争は長期化しています。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもとで、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であるはずです。

そこで、両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう区に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすく改めてください。（具体的には以下のようなことをお願いしたいと考えています）
 - 「説明会」を開催する時は「区にも事前に通知する」という規定を加え、区も「説明会」を傍聴するなど参加できるようにする。
 - 「説明会」において隣接・近隣住民が出した「意見書」や「質問書」について、事業者は「見解書」や「回答書」を出し、それらを区にも提出するような規定を設け、区が状況を把握しやすく、またタイムリーに指導できるようにする。
 - 事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を防ぎ、区も一層の努力を促せるようにする。
 - 「説明会」での説明事項については、隣接・近隣住民側が確かに説明を受けたことを区が確認する規定を加え、紛争化を防ぐ。
 - 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分であるにも拘わらず工事を強行して、紛争が拗れたり尖鋭化したりするのを防ぐ。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第28号
件 名	地域住民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運を醸成し促し後押しする仕組みを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区では、区が「拠点地区」に位置づけた地区については「まちづくり基本計画」を策定することができますが、区民が自発的・主体的に自分たちの地域の住環境を守るために「まちづくり協定」「まちづくり憲章」等を策定しても、世田谷区（注1）や目黒区（注2）のように、区がきめ細かく支援する仕組みが文京区では充実していません。区内ではいくつかの地域で、世田谷区の「成城憲章」に倣った「まちづくり憲章」を作る動きがありますが、文京区にはこうした「憲章」を区が認定・登録するような制度がなく、「憲章」に基づくルールや協定等を地元区民が結んでも、現状では住民が勝手に作った、まさに「絵に描いた餅」に終わってしまいます。

「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的・主体的なルールづくりの機運を醸成し、促し、後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的・主体的な取り組みを大切にしながら、区民任せにするのではなく、その思いと願いを区が汲み取り大切に育てていくことが欠かせません。

つきましては地域の区民が「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」等を策定する機運を醸成し、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」を支援するよう区長に働きかけて頂きたく貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念や基本方針等を「憲章」のような形で区民が策定した場合、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。
- 2 地域の区民が「憲章」のような形で地域のまちづくりの基本理念や基本方針等に基づき策定した具体的なまちづくりのルールや協定等についても、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。

注1) 世田谷区には、都市計画法に基づく「地区計画」とは別に、同区独自の仕組みとして、区民等が地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届け出て、一定の要件を満たせば「区民街づくり協定」として登録し、区は登録された「区民街づくり協定」を公表し、建築事業者等に対して窓口等で周知を図る制度があります。「成城憲章」もそのひとつとして登録されています。

注2) 目黒区には「目黒区地域街づくり条例」があり、区が認定した「地域街づくり団体」が策定した「地域街づくり計画」やそれに基づく「地域街づくりルール」の認定制度を設けています。「地域街づくりルール」によって届け出すべきものとされる建築行為等を行おうとする際は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならないとする一方、そのルールを策定した「地域街づくり団体」に対して建築行為等の内容を説明し、説明内容を区長に報告しなければならないといった規定を定めています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第29号
件 名	少人数学級の実施を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 萬 立 幹 夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

国に少人数学級の実現を求める地方議会の意見書が、228自治体で採択されています。北海道、岩手、山梨、和歌山、鹿児島の1道4県。県庁所在地・政令指定都市では札幌、金沢、甲府、名古屋、松江、福岡、北九州の各市議会であがっています。

今春コロナ禍の中で、「3密」を避けるため分散登校が行われ、20人程度での指導を経験し、子どもたちからは「勉強が良くわかった」などの声、教職員から「ゆとりを持って子どもたち一人ひとりと丁寧にかかわることができた」、保護者から「感染から子どもを守るには20人くらいがいい」と肯定的な声が上がりました。コロナ禍のもと、学校現場においては子どもたちの学びをどう保障するかが問われています。

9月8日、政府の教育再生実行会議は少人数学級を推進する中間答申をまとめました。また、文部科学大臣は、新型コロナウイルス感染症を経験する中で、子供たちの学びを確実に保障するため、少人数学級を来年度から段階的に進めるために必要な予算要求を行う考えを表明し、9月29日の文部科学省の来年度概算予算要求事項に「新しい時代の学びの環境」における少人数学級実現に向けた環境整備等の予算が示されました。

請願事項

1. 子どもたちのいのちと健康を守り、成長と発達を保障するための少人数学級実施に向けて教職員増と施設・設備の整備を国の責任で行うよう国に求めること。
2. 文京区は議会で請願採択（2016年2月定例議会「文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の実施を求める請願」）されている「35人学級」を早急に実施すること。

請願理由

現在、全国の学校給食のパンから、農薬のグリホサートが検出されています。グリホサート農薬は子どもの発達障害やアレルギーとの因果関係が疑われています。

パンの原料である小麦の87%は海外からの輸入で、収穫前に農薬を散布して枯らす作業が行われています。その作業で使われる農薬が、グリホサートを主成分とした「ラウンドアップ」です。2018年に農水省が行った輸入小麦の検査では、アメリカ産98%、カナダ産100%からグリホサートが検出されています。国産小麦では検出されていません。

グリホサートを主成分とした農薬は、2015年にWHOの下部組織である国際がん研究機関（IARC）が「人に対しておそらく発がん性がある」と発表しています。近年の研究では、発がん性、生殖毒性、腸内細菌に与える影響など多くの危険性が指摘され、無毒性量以下の僅かな量でも影響を与えるという研究結果も発表されています。EU主要国はじめ、世界の多くの国で「ラウンドアップ」の使用禁止、輸入禁止、規制や残留基準値の引き下げが行われています。

農薬製造元のモンサント社（現バイエル社）は「ラウンドアップ」は植物のみに作用し、人間には安全であると主張してきました。しかし2018年、アメリカで「ラウンドアップ」を使ってがんになったとの裁判が起こされ、モンサント社が十数年前から発がん性の可能性を認識していたことが明らかとなり敗訴しました。

農薬の毒性試験の方法にも問題があります。農薬は主成分と添加物から成ります。毒性試験は主成分のグリホサートのみで行われ、市販される「ラウンドアップ」での試験は行われておりません。「ラウンドアップ」の添加物の毒性は、主成分グリホサートの100倍以上と複数の研究結果が出ています。日本の農薬の安全審査でも、主成分のみの評価で残留基準が決められています。また、添加物に何が入っているかは企業秘密で公開されていません。

子どもは免疫が出来上がっておらず、化学物質への感受性も高いので、大人以上に影響を受けることが心配されます。子どもたちは家庭で出される食事を選ぶことができません。多くの子どもたちが、遺伝子組み換え作物を原料とする食品を日々摂取しています。これまで文京区は自校方式や「和食の日」の設定など学校給食の充実努めてきました。学校給食では、安心安全な食材を食べられるように、予防原則を採り、文京区の学校給食のパンと麺類などは、国産小麦、有機小麦、米粉パンまたは米飯にすることを求めます。

以上のような観点から、文京区に対して下記のことをお願いいたします。

請願事項

- 1 近年の研究で、無毒性量以下の僅かな量でも影響がでることが懸念されるグリホサート農薬の危険から子どもたちを守るために、学校給食のパン、麺類などでの輸入小麦の使用はやめて、国産小麦、有機小麦、米粉パン、米飯のいずれかに変更してください。
- 2 輸入小麦を使う際は残留農薬の検査体制を整え、数値を区のホームページで公開してください。